



島根県報

平成27年9月11日（金）

第2,733号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（ " ）	3
建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

平成27年度毒物劇物取扱者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	4
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	4

【特定調達公告】

島根県河川航空レーザ測量業務委託に係る競争入札の参加資格等	（土 木 総 務 課）	5
島根県河川航空レーザ測量業務委託に係る一般競争入札の実施	（ " ）	5

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		9
---	--	---

告 示

島根県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市伊野土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 信昭 出雲市野郷町1227-1

島根県告示第626号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市川原町字後谷507、字亀ヶ谷508-1（次の図に示す部分に限る。）、509、字水谷510から513まで、字小澁514-1、515、516

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第627号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ジュンテンドー宍道複合店 島根県松江市宍道町佐々布2459番地25外6筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
株式会社ポプラ 代表取締役 目黒 真司 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,445平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
293平方メートル
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成19年3月24日

2 届出年月日

平成27年8月31日

島根県告示第628号

平成27年島根県告示第393号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス高津店 島根県益田市高津七丁目15番50号

2 意見の概要

(1) 意見の内容

駐車場の自動車の出入口N o. 2の左折入出庫（右折入出庫禁止）のお願い。

特に、右折入庫の禁止。

(2) 意見を述べる理由

市道工業団地5号線は工業団地へつながる広い道の為、数多くの団地内の大型トラック、トレーラー、また企業団地内への配送トラック等が使用している。この5号線と出入口N o. 2は非常に近く、駐車場内に入る為中央ゼブラゾーンで停車されると大型車が内輪差によって5号線への出入りが出来なくなる。また出入口が近い事で車の出入りが特定しづらい事から多くの渋滞・事故を引き起こす可能性が考えられる。よって、出入口N o. 2については左折入出庫として頂きたい。

3 縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第629号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称及び住所	業務 区域	構造計算適合性判定の業務 を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定 の業務	構造計算適合性判定 の業務の開始の日
株式会社東京建築検査機構 東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	島根県 全域	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号 東日本橋M-1ビル 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 太陽生命名古屋第2ビル	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年9月1日
日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目13番11号	島根県 全域	東京都中央区日本橋三丁目15番6号 松木ビル3階	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年9月1日
株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目16番15号	島根県 全域	東京都新宿区百人町二丁目16番15号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年9月1日

公 告

平成27年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

1 6 11 13 16 18 24 29 34 36 37 38 39
40 45 46 48 49 55 56 126 130 152

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

62 63 68 71 75 77 78 90 91 111 115 136 191

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年8月20日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成27年7月1日から同年8月20日まで

3 作業地域

松江市

特 定 調 達 公 告

平成27年度において、島根県河川航空レーザ測量業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

島根県河川航空レーザ測量業務委託

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 9月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名及び数量

島根県河川航空レーザ測量業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県内一円

(3) 業務内容

ア 航空レーザ計測 A=134.53平方キロメートル

イ デジタル航空写真撮影 A=134.53平方キロメートル

ウ 数値図化 A=134.53平方キロメートル

(4) 履行期間

契約の翌日から平成29年3月24日まで

(5) 本件業務は、島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（平成20年3月17日付け土総第1251号。以下「低入札要領」という。）が適用される。

2 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 次の要件を満たす者であること。

ア 平成27・28年度島根県測量、地質調査、設計コンサルタント等入札参加資格有資格者名簿に測量で掲載されていること。

なお、同名簿に測量で掲載されていない者については、平成27年9月29日までに測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）第2条により入札参加資格審査の申請を行い、入札参加資格の認定を受けた上で、競争参加資格確認資料を提出すること。

- イ 平成17年度以降入札公告日の前日までに完了した、次の(7)から(9)までを全て満たす1契約の業務（以下「同種業務」という。）の履行実績があること。
- (7) 航空レーザ計測、デジタル空中写真撮影及び数値図化の各作業が全て含まれていること。
- (8) (7)の各作業の内、最小の対象面積が50平方キロメートル以上であること。
- (9) 発注者が国（独立行政法人、公団及び公社を含む。）又は都道府県（公社を含む。）であること。
- なお、日本国外における実績の場合は、発注者は国（独立行政法人、公団及び公社を含む。）又は都道府県（公社を含む。）と同種の公的機関とする。
- ウ 空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会が認定するものをいう。以下同じ。）の資格保有者が5名以上在籍していること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号）による指名停止を受けていない者であること。
- カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- キ 入札に参加しようとする者の間に、次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- (7) 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、親会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (8) 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (9) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ク 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、警察当局より島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ケ 平成26年度又は平成27年度に完了した島根県発注の業務委託において、低入札要領の適用を受け、低入札基準価格を下回る入札を行い契約した者で70点未満の業務成績評価を受けたものでないこと。
- (2) 次の基準を全て満たす主任技術者を配置できること。
- ア 空間情報総括監理技術者の資格保有者であること。
- イ 平成17年度以降入札公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること（主任技術者としての実績のほか、担当技術者としての実績も含むものとする。なお、同種業務経験時の所属会社は、問わない。）。
- ウ 主任技術者、管理技術者及び担当技術者としての手持ち業務が、入札公告日の前日において4億円（消費税及び地方消費税を含む。）未満かつ10件未満であること（手持ち業務とは、主任技術者、管理技術者又は担当技術者となっている1契約の請負金額が500万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の他の業務（島根県以外の発注者の業務も含む。）をいう。）。
- (3) 担当技術者を配置する場合は、次の基準を全て満たすこと。
- ア 空間情報総括監理技術者又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士（日本国外の場合は、同等の資格をいう。以下同じ。）の資格保有者であること。

イ 平成17年度以降入札公告日の前日までに完了した(1)イ(イ)の要件を除く同種業務の履行実績があること（担当技術者のほか、主任技術者（同種業務を担当）としての実績も含むものとする。なお、同種業務経験時の所属会社は問わない。）。

ウ 担当技術者、管理技術者及び主任技術者としての手持ち業務が、入札公告日の前日において4億円（消費税及び地方消費税を含む。）未満かつ10件未満であること（手持ち業務とは、担当技術者、管理技術者又は主任技術者となっている1契約の請負金額が500万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の他の業務（島根県以外の発注者の業務も含む。）をいう。）。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室 電話 0852-22-5185

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により、電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(3) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成27年9月11日から同年10月23日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>）を利用すること。

(4) 競争参加資格の確認

本件業務の入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認資料を次のとおり提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 受付期間

平成27年9月14日から同年10月6日までの間（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日を除く。）の9時から17時まで（ただし、平成27年10月6日は16時までとし、郵送等の場合は必着とする。）

イ 提出方法

電子調達システムの利用登録者（紙入札を行うこととした者を除く。）は、電子調達システムを利用して提出すること。紙入札による場合は、郵送又は持参により(1)の担当部局へ提出すること。

(5) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間

平成27年9月11日から同年10月23日まで

イ 閲覧方法

(3)イに同じ。

(6) 入札書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期間

平成27年10月22日9時から同月23日16時まで

イ 提出方法

(4)イに同じ。

(7) 契約条項の開示の方法

ア 期間

(3)アに同じ。

イ 場所

(3)イに同じ。

(8) 開札

ア 日時

平成27年10月26日10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）島根県土木部土木総務課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(5) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

ア 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

イ 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

ウ 虚偽の申請を行った者のした入札

エ 競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

オ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

カ アからオまでに掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札

キ 紙入札の場合に、次に該当する入札書を提出した者がした入札

(7) 金額の記入がない入札書

(4) 金額を訂正した入札書

(6) 入札書の業務名又は業務場所のいずれかが入札公告等と一致しない入札書

(5) 入札書の業務名、業務場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

ク 同一入札に参加する複数の者の関係が、2(1)キの基準に該当する入札

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定する。

なお、落札者となるべき者が2名以上ある時は、くじ（電子くじを含む。）により落札者を決定する。

また、低入札要領に基づく低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、最低の価格をもって有効な入札をした者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

(8) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Title : Procurement of the Aerial Laser Measurement Service for Rivers in Shimane Prefecture
- (2) Deadline for submitting application to bid : 4 : 00 p.m. (JST) , 6 October 2015
- (3) Deadline for submitting bid for the service : 4 : 00 p.m. (JST) , 23 October 2015
- (4) Contact information and address for inquiries : C/O Shimane Prefectural Government, Department of Public Works, General Affairs Division for Public Works, Construction Industry Policy Office
8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501
Telephone : 0852-22-5185

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年9月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,526 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,717 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 55,374 |
| 浜田選挙区 | 15,764 |
| 出雲選挙区 | 46,603 |
| 益田選挙区 | 13,448 |
| 大田選挙区 | 10,339 |
| 安来選挙区 | 11,219 |

江津選挙区	6,912
雲南・飯石選挙区	12,844
仁多選挙区	3,869
邑智選挙区	5,712
鹿足選挙区	4,137
隠岐選挙区	5,882

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 162,717